

第9回町議会定例会

一般会計に1465万円を補正

第9回町議会定例会が6月10日(水)から3日間の日程で開会され、報告を含む8件の議案が議決されました。ここでは、定例会で審議された内容をお知らせします。

報告含む8件を議決

今回の定例会では、繰越明許費繰越計算書についてなど2件の報告、平成21年度町一般会計補正予算など6件の議案が審議され、すべての議案が原案のとおり議決されました。

条例の改正では、国民健康保険に加入している方が、今年10月1日から平成23年3月末までの間に出産したときに支給される出産一時金を40万円から42万円に改正する条例、国民健康保険税の税率を改正する条例が議決されました。

平成21年度町一般会計に1,465万円を増額する補正予算が議決されました。補正予算の主な内容は、国の緊急雇用対策事業に要する経費

また、消防ポンプ自動車購入契約を締結する議案が議決されました。これにより、消防団第三分団へ消防ポンプ自動車(CD-1型)1台が配備されることとなります。

委員に斉藤さんを選任

今回の議会では、議会の同意により、固定資産評価審査委員会の委員として斉藤栄治さん(岡ノ内)が選任されました。斉藤さんの任期は、平成21年7月1日からの3年間です。



斉藤栄治さん(岡ノ内)

町長説明趣旨

平成21年度事業がスタートし間もないところですが、主要事業の取り組み状況について申し上げます。

都市づくりとして取り組んでいます。地方道路整備は、通勤、通学、生活路線としての安全性と利便性を確保するため、計画的な事業の推進に努めております。また、国道4号線拡幅事業の工事の早期着工に向け、引き続き事業の推進を強く要望して参ります。

胃がん個別検診 胃の検診していますか?

町では、指定医療機関で行う胃がん個別検診を次の日程で実施いたします。町内にお住まいの方で、会社などで受ける機会のない方、町人間ドックや総合健診で胃検診を受ける予定のない方は、ぜひ受診してください。

- 実施期間** 8月1日(土)～9月30日(水)
- 対象者** 40歳以上の方
※食道・胃疾患により治療中の方、胃切除などの手術をされた方は対象外になります。
- 検診料金** 個人負担 2,500円
※検診当日、各医療機関に直接お支払いください
- 検診内容** 胃X線直接撮影または胃内視鏡検査(一次検査のみ。それ以外の検査は、全て自己負担となります)。
- 申込み期限** 9月24日(木) ※後日、受診票を送付いたします。

申込み先 町健康福祉課 ☎62-2112

胃がん施設検診実施医療機関

医療機関名	電話番号
あづまクリニック	72-3755
(医)三愛会 池田記念病院	75-2165
石川内科	63-9020
(医)折笠クリニック	72-7065
(医)三恵会 春日クリニック	75-3551
熊田医院	65-3588
公立岩瀬病院	75-3111
小橋クリニック	72-1555
(医)平心会 須賀川病院	75-2211
(医)田中医院	82-2589
天栄村国民健康保険診療所	84-2005
(医)社団三成会南東北春日リハビリテーション病院	63-7299
みやのもりクリニック	72-1222
(医)矢吹医院	62-2018
(医)渡辺内科胃腸科クリニック	76-5511

②エックス線検査のみ (祝日は休診)

あべ内科医院	69-1122
(医)西間木医院	76-3400
針谷クリニック	62-5200

③内視鏡検査のみ (祝日は休診)

鏡石クリニック	92-2113
(医)啓正会 国分内科クリニック	73-1155
国立病院機構福島病院	75-2131
須賀川南クリニック	94-8135
(医)関根医院	73-1035
(医)山田クリニック	63-0101

「健康寿命」を延ばし、「活動的な85歳」を目指す「健康づくり推進事業」は、生活習慣病の予防に取り組んでいますが、今年には特に、特定健診などの受診率向上を図るべく事務を進めています。また、妊婦健診の公費負担拡充や生後4ヶ月までの全乳児を訪問する「こんには赤ちゃん事業」に取り組んでいます。

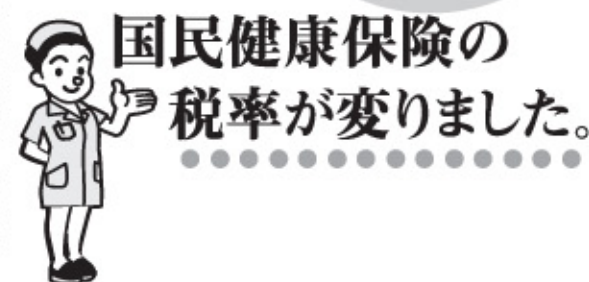
第一小学校耐震診断の調査結果では、大規模地震による倒壊の危険性が高い値は、基準を下回りましたが、さらに安全性を診断するため、建物の老朽状況を調査する「耐力調査」を調査委託中です。生涯学習の推進では、いきいき学級やジョイフルライフ講座など各種の事業がスタートしましたので、町民の生きがいづくりを支援して参りたいと考えております。また、かがみいしスポーツクラブには、420人の正式会員登録があり、クラブの発展のため積極的な支援をして参りたいと思っております。

千の負担増をお願いすることになりました。なお、税率を改正する時には、国保基金の運用により、加入者の皆さんの負担増をできる限り軽減するよう配慮されています。

滞納はいけません
国保を円滑に運営するためには、加入する皆さんに納めていただく国保税の納期内納付が重要です。国保税を納めずにいると、通常より有効期間の短い「短期被保険者証」などが交付される場合があります。特に、今年になって家庭環境や経済情勢の激変により、国保税の納入が困難な方は、必ずご相談ください。

町税務町民課 ☎62-2114

国保だより



国民健康保険(国保)は、加入者のみなさんが国保税を負担し合い、必要な医療費などに充てる制度です。ここでは、今年度の国保税の身をお知らせします。

国保税の税率を改正

国保税は、加入者の皆さんに公正に負担していただくため、所得や固定資産などから世帯ごとに毎年計算されます。今年度の国保税は、国保加入者は減少している一方、医療費や介護費用が増えていること、国の税制改正により介護分の課税上限が1万円上がったため、若

表1 国保税率の改正内容【医療分・後期高齢者支援金分】

	20年度①+②	21年度①+②		前年対比
		医療給付分①	後期高齢者支援金分②	
課税の上限額	59万円	59万円	47万円	—
所得割	7.10%	7.85%	6.00%	0.75%
資産割	20.85%	16.45%	8.75%	▲4.40%
均等割	26,900円	29,100円	22,000円	2,200円
平等割	27,450円	24,000円	18,000円	▲3,450円

【介護分】(40歳以上の65歳未満の方のみ)

	20年度	21年度	前年対比
課税の上限額	9万円	10万円	1万円
所得割	1.58%	1.58%	—
資産割	2.50%	2.50%	—
均等割	7,000円	7,000円	—
平等割	6,500円	6,500円	—

※1 課税対象所得とは、総所得金額から基礎控除33万円を引いた額です。